

まち  
**自転車を利用した香川の新しい都市づくりを進める協議会会則**

**(名称)**

第1条 本会は、自転車を利用した香川の新しい都市づくりを進める協議会と称する。

**(設置)**

第2条 本会は、自転車を交通手段として積極的に活用した、新しい生活スタイルの創造と人・環境に優しい新しい都市づくりを進めるための施策について協議する場として、これを設置する。

**(協議事項)**

第3条 本会は、自転車を利用した香川の新しい都市づくりを進めるために、次の事項について協議を行う。

- (1) 歩行者・自転車の安全・快適な走行空間の確保に関する事
- (2) 商店街の自転車対策による魅力向上に関する事
- (3) 自転車の路上駐輪対策に関する事
- (4) 自転車の安全利用に関する事
- (5) 地球環境にやさしい自転車への利用転換に関する事
- (6) 自転車を利用した地域の活性化に関する事
- (7) その他自転車の利用に関する事

**(組織)**

第4条 本会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

**(地区委員会)**

第5条 県内各地区における自転車に関する課題に対応するため、地区委員会を置くことができる。

2 地区委員会の設置に関して必要な事項は、各地区委員会においてそれぞれ定める。

**(役員)**

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 7名
- (3) 常任幹事 1名

2 会長は、香川県知事をもって充てる。

3 副会長は、高松市長、四国地方整備局長、香川県警察本部長、香川県教育長、香川県観光協会会長、香川県市長会会長、香川県町村会会長をもって充てる。

4 常任幹事は、香川県政策部長をもって充てる。

**(役員の職務)**

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 常任幹事は、会長及び副会長を補佐し、常務を処理する。

**(会議)**

第8条 本会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、次に掲げる事項を協議決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関する事
- (2) その他自転車を利用した香川の新しい都市づくりに関する事

**(事務局)**

第9条 事務局は、香川県政策部交通政策課に置く。

2 事務局に事務局長を置き、香川県政策部交通政策課長をもって充てる。

(雑則)

第10条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この会則は、平成19年10月29日から施行する。

別表

区 分	役 職 名
会 長	香川県知事
副 会 長	高松市長
	四国地方整備局長
	香川県警察本部長
	香川県教育長
	香川県観光協会会長
	香川県市長会会長
	香川県町村会会長
委 員	四国経済産業局地域経済部長
	四国運輸局香川運輸支局長
	香川県商工会議所連合会専務理事
	社団法人香川経済同友会代表幹事
	財団法人香川県交通安全協会会長
	香川県地域交通安全活動推進委員協議会会長
	香川県安全運転管理連絡協議会会長
	香川県交通安全母の会連合会会長
	社団法人日本自動車連盟香川支部支部長
	香川県高等学校長協会会長
	香川県私立中学高等学校連合会会長
	香川県中学校長会会長
	香川県小学校長会会長
	香川県PTA連絡協議会会長
	香川県連合自治会会長
	財団法人香川県老人クラブ連合会会長
	香川県サイクリング協会会長
香川県自転車軽自動車商協同組合理事長	
香川県地球温暖化防止活動推進センター長	
常任幹事	香川県政策部長